

青森県の農業分野における男女共同参画推進事業の現状と課題 女性農業者V i C・ウーマンの活動分析を中心に

09GP101 上野山 美聡

はじめに

近年、農業分野における男女共同参画社会が実現するきざしが見え始めている。それは、女性農業士、農村生活マイスター、農村女性リーダー、そして青森県でもV i C・ウーマンと呼ばれる女性農業者が様々な場面で活躍している様子からみることができる。農業経営に参加できないことや、農作業に対する労働報酬が無いことなどに疑問を感じていた女性農業者たちは家族経営協定政策の後押しもあり、労働報酬を受け取る権利を持ち、労働の役割分担を取り決め、農家内での女性の地位に変化を与えてきた。個人やグループで商品の開発・製造・販売をし、女性起業家として成功している女性農業者もいる。農作業体験の受け入れを計画したり、海外研修に参加する女性も見られ、講習会や交流会を開き、女性農業者同士のネットワークも広がっている。

では、農業分野における男女共同参画が進んできたプロセスはどのようなものであったか。国や県のような政策や支援事業があり、女性農業者たちは活動しやすくなり、評価されるようになってきた。本論文では、農業分野における男女共同参画を進めてきた国や県の政策や支援事業のこれまでの動向をたどり、それら政策や事業が女性農業者にどのような効果や変化をもたらしたのか、現状と課題を明らかにしていく。

まず第1章では、女性農業者が注目されるようになった経緯と、農業分野における男女共同参画を進めてきた国の政策や通達の内容、それを受けて全国的にどのような動きがあったのかをまとめる。戦後、女性に参政権が与えられたことは男女共同参画社会を実現する動きの第一歩であった。そして、1975年の国際婦人年の翌年から10年間を「国連婦人の10年」として、女性の地位向上を掲げて、世界規模で活動が進められてきた。日本でも、婦人問題企画推進本部が設けられ、そこで国内行動計画をつくり、それを目標に各省庁が色々な政策を行ってきた。その中に農山漁村の女性の地位向上の項目も掲げられていた。1980年代に入り、85年に雇用の場における男女の差別をなくすために男女雇用機会均等法ができ、年金法や民法も改正され、法制度上の男女差別の問題はほぼなくなってきた。これが国連婦人の10年の大きな成果だった。そして、80年代後半からようやく農山漁村の男女共同参画が注目されるようになり、1992年に農林水産省の農山漁村の女性に関する中長期ビジョン懇談会「2001年に向けて—新しい農山漁村の女性」が出されたことを嚆矢に、色々な政策が行われるようになった。1998年には「農山漁村におけるパートナーシップの確立について」が、1999年には「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」と次々に政策が進んだ。2005年には

新たな「食料・農業・農村基本計画」が決定され、農村社会における男女共同参画社会の実現に向けて様々な動きが見られる。以上のような政策を順に見ていく。

次章から、政策や支援事業が女性農業者にもたらした効果や変化を、青森県のV i C・ウーマンと呼ばれる女性農業者の活動事例を分析することによってあきらかにしていく。V i C・ウーマンとは、Village Conductor of Woman の略で、農林水産省の普及女性課における施策のもと、平成6年（1994年）から青森県が認定する農村漁村の女性リーダーの称号である。地域の農林水産業の振興や農村漁村の生活の向上に意欲的に取り組んでいる。平成6年の初年度には72人が認定され、平成21年には401人へとどんどん増えている。

第2章では、V i C・ウーマンの誕生経緯として、青森県の女性農業者支援事業の内容をまとめておく。V i C・ウーマンとは農山漁村の女性リーダー育成事業の中の一つである。青森県ではその他に農山漁村女性チャレンジ支援事業、農商工連携による農林漁業若手女性支援事業、女性起業を核としたミニクラスター創出事業など女性農業者を支援する事業を進めておりあわせてまとめておく。

第3章では、青森県のV i C・ウーマンの活動事例を分析していく。V i C・ウーマンは、特色ある地域農林水産業の推進や、住みよい地域社会づくりに積極的に取り組んできた実績がもともとあり、V i C・ウーマンに認定されたあとは、さらなる活躍を見せている。V i C・ウーマンのための研修会や、各地域間での交流会などを活発に行っている。本論文では、V i C・ウーマンとして起業した女性農業者、勉強会に積極的に参加している活動を分析する。合わせて、津軽地域のV i Cウーマンのかたにインタビュー、アンケートをとった結果を分析し、女性農業者の活動から見えてきた、今後の課題を明らかにしていく。

はじめに

第1章 農業女性者への注目と政策

I. 女性農業者への注目

1. なぜ今、女性農業者に注目すべきなのか
2. 女性農業者が抱えてきた問題
3. 女性農業者数の変遷

II. 農林水産省の政策の変遷

1. 1992年 新しい農山漁村の女性 2001年に向けて
2. 1999年 農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進についての分析
3. 1999年 食料・農業・農村基本法の分析
4. 2005年新食料・農業・農村基本計画の分析
5. 男女共同参画基本計画（第2次）
6. 農村漁村におけるパートナーシップの確立についての全部改定についての分析

第2章 青森県における政策・事業

1. あおもり男女共同参画プラン21
2. 農山漁村女性リーダー育成事業
3. 農山漁村女性チャレンジ支援事業
4. 農商工連携による農林漁業若手女性支援事業
5. 女性起業を核としたミニクラスター創出事業

第3章 青森県の農業分野における男女共同参画推進事業の効果検証

I. V i C・ウーマンの概要

II. アンケート調査の結果分析

1. 目的と方法
2. アンケート調査結果および考察

おわりに

謝辞

第1章 女性農業者への注目と国の政策

I 女性農業者への注目

1. なぜ今、女性農業者に注目すべきなのか

なぜ今、女性農業者に注目すべきなのか、その理由を3つ挙げる。

1つ目は、女性農業者が日本の農業にとって大きな労働力を発揮してきたところにある。日本の農家数は、1950年は約617万6000戸、2005年には約284万8000戸と半数以下まで減少している。しかし、農業従事者の半数以上、半数近くは女性が担ってきた。日本の農業において女性の役割は重要な位置にある。女性農業者に注目することは今後の日本の農業の発展を考える上でも価値があることである。

2つ目は、世界的な動向をたどっても、女性農業者一人ひとりが平等な男女の関係を作り上げることは基本的な社会の価値観であり、世界的な課題としてあげられてきた。1875年の国際婦人年以降、女子差別撤廃条約や男女雇用機会均等法など法的にみても、どの職業の女性も平等であることが目指されている。

3つ目は、女性農業者が抱えてきた問題と、農業に従事していない都市で生活する女性が抱える問題とに共通する点があるからだ。農山漁村の生活には古くからの「家」制度による家族関係と生活習慣が長く続いていた。高度経済成長期には多くの人が農山漁村を離れて都市へ住むようになり、「家」制度の慣習から離れられたように見える。しかし、子育てや介護など都市で働く女性にも起こる問題の根本は農村で問題視されていたものであり、女性農業者の問題を見直すことは都市女性の問題を解決する糸口となる。

以上のように女性農業者を注目することは様々な問題の解決へのアプローチとなる。

2. 女性農業者が抱えてきた問題

女性農業者はこれまで様々な問題を抱えてきた。農村では、明治民法以来の「家」の観念や家父長制の生活意識が残っていた。男尊女卑の強固な社会通念が残っており、男性は公的な領域、女性は家庭など私的な領域を居場所にしてきた。女性は男性の補助的な存在と見なされがちであり、夫が農外就労をし、妻が農業専従者の場合「かあちゃん農業」と呼ばれ、正式な一人前の農業者として認められていなかった。

また、女性農業者たちは、家業である農業に多くの労働力を費やしているにもかかわらず、その労働に対する報酬は不明瞭である。それなりの金銭的報酬は得られても、報酬の大方は家族全員で獲得したものとなり、家の財布に入る。妻、嫁の立場にある女性農業者は、個人の財布を持つことが許されていなかったのである。

そして、育児、家事、介護も女性の仕事とされ、女性農業者は自由時間がなく、過労な日々をすごしていたという問題もあった。

3. 女性農業者数の変遷

●農業従事者に占める女性の割合

(単位：千人，%)

区分	全国	東北計	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
農家人口	8370	1677	216	294	292	263	233	278
うち女性	4255	854	111	150	148	135	118	191
割合	50.8	51.0	51.3	51.0	50.8	51.4	50.9	50.5
農業就業人口	3353	621	96	114	99	91	85	135
うち女性	1788	332	51	64	54	49	43	74
割合	53.3	54.0	53.2	56.4	54.3	53.6	50.3	54.8
基幹的農業従事者	2241	385	70	69	52	46	58	89
うち女性	1027	176	34	34	22	19	23	43
割合	45.8	45.6	48.9	49.6	42.2	40.4	39.6	48.4

農林水産省「農業センサス」平成17年

農業就業人口とは、販売農家の農業従事者のうち、主として農業に従事した者。

基幹的農業従事者とは、農業就業人口のうち、普段の主の状態が仕事の者。

平成17年の農業就業人口に占める女性の割合を見てみると、全国では53.3%であり、東北6県を見ても50%を超え、農村において女性は、農業や地域社会の重要な担い手となっていることが分かる。

II 農林水産省の政策の変遷

1. 1992年 新しい農山漁村の女性 2001年に向けての分析

1990年代に入り、農林水産省は農山漁村の女性に関する中長期ビジョン懇談会を設けて議論が行い、1992年6月26日に『新しい農山漁村の女性 2001年に向けて』という報告書をまとめた。その内容は第1部「めざそうとする姿」、第2部「ビジョンを実現するために」から成っている。

第1部では農山漁村女性の「めざそうとする姿」を、「自分の生き方を自由に選択し、自分の人生を自身で設計し、その結果、自信と充実感を持って暮らしている姿」と明確にしている。では、なぜ中長期ビジョンで「めざそうとする姿」を言わなければならなかったのか。それは、女性農業者たちは、農業労働や生活の家事労働の過半を担いながらも男性の影に隠れ、その地位や評価が低いままの状態が長く続き、自分で決定し、選択していく場面が男性

より総合的に少なかったからである。以下、その内容を詳しく分析していく。

第1部 めざそうとする姿

1 検討の視点

検討の視点では、この報告書がまとめられるようになった理由が三つ書かれている。

一つ目は、経済・社会の変化に伴い、女性の社会参加が進み、女性に対する社会的期待が高まり、女性の地位向上への取り組みが世界的潮流となったことである。1975年の「国連婦人年」からはじまり、女子差別撤廃条約などが採択され、各国において様々な行動が取られるようになった。これらの流れの中で、日本でも、様々な領域において女性の地位向上に向けた取り組みが着実に進められ、政府も「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を掲げ、あらゆる分野で男女が共同して参画する社会の形成を目指していた。そして、農林水産業で働き農山漁村に暮らす女性にとっても、女性の地位向上が身近なもの、実効のあるものとなるよう具体化する必要があったのである。

二つ目は、農山漁村の多面的な機能やゆとりある生活の可能性に対する評価が高まったことである。農林水産業・農山漁村は、新規就業者の減少、担い手不足や高齢化、農林水産物の輸入の増大、混住化の進行、中山間地域の過疎化や活力の低下、環境と調和した農林水産業に対する期待の高まりなど、大きな変革の時期に直面していた。一方、物質的な豊かさを享受していた都市社会においても様々な問題が生じていたため、豊かさを実感できる生活を実現することを求めている。このような状況の中で、農山漁村の良さを活かした暮らしの実現に向けて歩み始めた男女も現れ、農山漁村の持つ多面的な機能や、農山漁村におけるゆとりある生活の可能性に対する評価が高まった。農山漁村の優れた特性や地域の個性を活かした農林水産業の確立と活力ある地域社会の形成を目指す取り組みを促進していくことが必要になった。

三つ目は、経済合理性のみに支配されない生命重視の考え方である「生活の視点」を有する女性に対する期待があったことである。

2 農村漁村型ライフスタイルを求めて

(1) 自然と共生する暮らし方

報告書では、「自然と共生する暮らし方」を、身近な自然に日常的に関わることができ、経済性と環境保全が同時に実現される暮らし方と規定している。それを実現するために、2つの基本的戦略を掲げている。

第一の基本的戦略には、生産面と生活面における取り組みを書いている。生産面においては、経営に創意・工夫を十分に活かし、経営体質の強化を図りつつ環境と調和した農林水産業への取組を強めていくということが書かれている。生活面においては、身近な自然に対する愛着や感謝の念を深め、環境と調和した生活仕組みの確立を図りつつ、地域住民全体による緑や水等の地域資源の利用・管理に向けた取組を進めていくという内容が書かれている。

第二の基本的戦略には、地域住民が自分の地域をよく観察して再評価し、個性を自ら発見して、それを経済・社会・文化の振興に活かし、地域の独自性を確立していくということが書かれている。

(2) 人間的な温かみのある暮らし方

報告書では「人間的な温かみのある暮らし方」を、個の確立を前提とし、助け合いの精神の豊かな人間関係が確立された暮らし方と規定している。農山漁村では、性や年齢、家格による固定的な役割分担意識がまだ残っており、これらが解消され、個人が尊重される社会関係を築いていくべきだという規定である。これらを実現するために、ここでも2つの基本的戦略を掲げている。

第一の基本的戦略には、家庭や地域において個人の多様な生き方をお互いに尊重しあう気運を生み出し、自由で開かれた新たな連携の形成を図るということが書かれている。

第二の基本的戦略には、地域の枠を越えた広域的な情報や人の交流ネットワークの形成を促進することで、閉鎖的な農山漁村の社会関係に流動性をもたらし、個人がその視野を広げ、新しいアイデアを生み出す機会を増加させていくことが書かれている。

(3) ゆとりのある暮らし方

報告書では「ゆとりある暮らし方」を、心の豊かさを重視する価値観のもと、仕事や家庭、地域生活のいずれの場面でも空間的ゆとり、時間的ゆとり、精神的ゆとりをもつ、全体としてバランスのとれた暮らし方と規定している。

これを実現するための基本的戦略は、生産面を含めた暮らしの領域に生活の視点を導入し、ゆとりのある生産・生活環境を整備を進めていくこと、また、男女とも生活の視点を共有するように、生活技術の習得と向上を図るようにすることが書かれている。

3 めざそうとする女性の姿

このビジョンで、めざそうとする女性の姿とは、農山漁村の女性が「農山漁村型ライフスタイル」の確立に向けた取り組みを進める中で、「自分の生き方を自由に選択し、自分の人生を自身で設計し、その結果、自信と充実感をもって暮らしていること」と規定している。このような女性の姿を、職業として農林水産業に携わっている場面と、家庭や地域において暮らしている場面と2つの場面で示している。それぞれ三つずつ具体的な「めざそうとする女性の姿」を挙げている。

(1) 職業として農林水産業に携わっている場面

①農林漁業者として仕事に誇りを持ち、充実感を得ている。

自らの意思で農林水産業を選択し、経営における地位が確立され、報酬が確保され、農業労働が正当に評価されている。また、定期的な休日が確保され、ゆとりがあり健康的な労働

条件が整備され、仕事において誇り、充実感を持てる女性である。

②仕事において能力を十分に発揮している

研修や相互研鑽の場、情報や人の交流ネットワークを持ち、仕事において自らの能力を十分に発揮している女性である。

③地域の農林水産業に関する方針決定の場に参画している

生産・流通に関するさまざまな条件整備等について、自らの意見を表明する場を持ち、その意見を反映させている女性である。

(2) 家庭や地域で暮らしている場面

①農山漁村の良さを実感しながら暮らしている

家庭や地域において個人の多様な生き方を尊重し合い、恵まれた自然とゆとりのある生活を享受している。また、自らの生き方の目標を持ち、質の高い生活の実現に向けて能力を十分に発揮し、自己実現を図り、地域活動に主体的に取り組んでいる女性である。

②むらづくりの方針決定の場に参画している

地域を快適で住みやすいものにするための活動について企画の段階から自らの意思を表明し、その意見が反映され、生活の視点がむらづくりに活かされる女性である。

③他の地域との交流を日常的に行っている

活動の範囲を大きく広げる中で、海外を含めた他の地域との交流を日常的に行っており、男性と共に多様な役割を演じている女性である。

4 農山漁村の女性の社会的役割

農山漁村の女性は、農林水産業・農山漁村の発展に対し、男性とともに重要な担い手として積極的に参画している存在になっている。このような女性が増えることで家庭や地域において生活の視点が活かされている。その結果、健康・安全志向や本物志向に対応した食料供給、生産者と消費者の流通チャンネルの拡大に伴う相互理解の増進、ゆとりと快適さを備えた農山漁村の整備、決め細やかな環境の保全等の実現が促進される。そして、農山漁村と都市との間に新たな共生関係が実現し、農林水産業が身近なものになることが期待されている。

第2部 ビジョンを実現するために

第2部では、農山漁村型のライフスタイルや、そこで生き生きと働く女性を実現するためには何が課題かということ述べている。第一章では問題状況を確認し、第二章では具体的なデータを紹介しながら、当時の農林水産業の携わっている女性の現状が分析されている。そして第三章では課題と推進方策として5つの課題が挙げられている。

第一章 農山漁村の女性をとりまく潮流

この「中長期ビジョン」は21世紀になったときの農山漁村の女性のあるべき姿を書いている。この第一章では、それまでの社会がどのような状態だったのかを書いている。一

一つ目は、経済優先の社会から生活を優先する社会へと変わることが必要とされたことから、農山漁村の持っている機能が改めて見直され、期待がされることである。二つ目は、その社会の転換には女性の力が必要であるが、それを阻害する要因もあるということが書かれている。

第2章 農山漁村の現状と問題点

ここでは、女性を農林水産業の担い手として捉えた場合と、農山漁村の家庭生活・地域社会の担い手として捉えた場合の二つに分けてその問題点が述べている。

農林水産業に従事している女性は農業6割、林業3割、漁業2割となっている。林業と漁業はそれほど多くは無いが、林業でも女性が枝打ち作業をしたり、漁業でも女性が船に乗ることもあり、労働力不足を補っている。このほかの水産加工などに関わる数字は含まれておらず、加工業を含めるともっと高い割合になる。しかし、経営における女性の位置づけは不明確であり、家庭や地域において生産の担い手としての適正な評価がされていないということが問題である。また、長時間労働や労働報酬の無いことが問題であると指摘されている。

家庭生活や地域社会の問題点としても役割に対する適正な評価が与えられていないことが挙げられている。家庭生活においてはその運営、育児、介護などを担っている。地域生活においても、近所付き合いや高齢者の世話、地域食文化の伝承や普及・創造、地域環境の保全、景観整備等さまざまな活動を担っている。しかし、評価が低い。

その要因を四つ挙げている。一つ目は、農山漁村の女性に与えられた役割が多すぎるため過重負担に陥りやすいことである。自由な時間が確保できず「いろいろな自分」を持っていないという。都市部で働く女性にも共通する点もあるが、農山漁村の女性は出産や育児期にも就業する割合が多い。また、家庭や地域において固定的な役割分担意識が強い傾向がある。二つ目は、人間関係が固定化、閉鎖的になることあるため、しばしば過剰な干渉が行われ、個人の自由で多様な活動が阻害されやすいことが挙げられる。三つ目は、活動の拠点となる施設や関連サービスの整備の遅れが指摘されている。特に若い人向きの文化活動や余暇活動の施設が少ないことが、若い女性にとって農山漁村が魅力的に思えない要因としている。四つ目は、地域の方針決定や公の場に女性が参画することが少なく、その意思が反映されにくいことが挙げられている。

第3章 課題と指針方策

課題1 あらゆる場における意識と行動の変革

①女性が「個人」としての主体性を確保すること

職業の選択が自由にでき、地域社会においても個人の名前で参画できる、女性の「個人」尊重した状況をつくっていくことである。そのために女性自身の意識を変革し、それを受けて周りが理解していかなければならない。

②固定的な役割分担意識を是正すること

男性ももっと家事に参画していかなければならない。固定的な分担ではなく、柔軟に役

割分担を互換していくことを可能にしていくこと。

③「生産の担い手」として社会的に認められること

家族経営の場合、女性は共同経営者あるいは経営主であるという認識を家庭内外で持っていくこと。

④地域社会活動の担い手として認められること

地域社会における女性の活力や発言力を認めていくこと。女性たちの新しいものの見方や、これまでとは違うやり方を活性化の一つの誘引にしていくこと。

⑤方針決定の場への参画の促進

女性の農協の組合員数、役員数を増やしていくこと。

⑥多様な手段による社会的な気運の醸成・高揚

男女共同参画についての意識を全体で高めていくこと。

⑦生産・生活における女性の実態の的確な把握

用語・統計の見直しによって女性の実態を的確に把握すること。

課題2 経済的地位の向上と就業条件・就業環境の整備

①働きに応じた適正な報酬の確保と資産の形成

報酬の確保は女性の経済的自立を促進する。定期的、定額に支払われる必要がある。そして、資産が形成されることにより経済的な信用をつけること。女性起業の場合は売上げ規模で評価されることが多いが、個人の所得によって評価が与えられても良い。

②老後の経済的保障

年金への加入を、専業農家の女性の加入については制度の見直しをする必要がある。

③快適に働くための条件

就業環境や機会の開発・改良をする。収入や休日の設定をする。家族協定や法人化の推進をしていく。

課題3 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

①主体的な活動を支援する労力補完システムの形成

農業ヘルパーと生活ヘルパーを提案している。農業ヘルパーは農業雇用の一形態ということもできる。生活ヘルパーについては、保育や介護は公的なサービスを充実させていく必要がある。

②住みやすく快適な生活環境の整備

コミュニティの独自性をつくっていくこと。グリーンツーリズムを促進すること。

③女性たちの広域的な交流ネットワークの形成

海外に目を向けることなど、ネットワークを広域化していくこと。

課題4 能力の向上と多様な能力開発システムの整備

①職業能力の向上

環境保全という視点を入れて農業ができる能力をつける。

②生活の質を高めるための能力の向上

消費者や都市住民との連携が重要である。

③能力向上システムの整備

手軽に農業を学べる場を増やしていくこと。

④能力の認定

婦人農業士という称号制度を促進していくこと。

⑤女性の起業への支援

女性の起業を増やしていくこと。

課題5 「ビジョン」を受け止め実行できる体制の整備

①行政

各省庁との連携を進めていくこと。

②民間団体

団体相互の連携を密にすること。

③女性相互の連携と女性リーダー

女性が相互に連携していくこと。

国の「新農政」に沿った「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン」の公表は、農業の産業化を重点目標とし、女性を「個」に目覚めた農業経営者として、地域の担い手として活用することを図ったものである。それまで女性農業者は姿が見えない存在であった女性起業という言葉も無かったため、以前からあった活動が見えていなかった。この「中長期ビジョン」によって農山漁村の女性が抱える問題を公的に取り上げ、政策として位置づけたということで大きな意味を持っている。

2. 1999年 農山漁村の男女共同参画社会形に関する総合的な推進についての分析

1 農山漁村における男女共同参画社会形成のための基本的な考え方

この通知は以下の二つの基本法の趣旨に即して、農山漁村における男女共同参画社会の実現していくための施策を展開している。一つは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が緊急な課題として位置づけられている「男女共同参画社会基本法」である。もう一つは、第26条で、女性の参画の促進が明記され、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であると位置づけられている「食料・農業・農村基本法」である。この二つの基本法により、男女共同参画社会の形成という国家的課題に対する国の責務が明確にされた。次から、総合的な推進についての通知の内容を詳しく見ていく。

2 男女共同参画社会のための法律・制度、施策の展開

(1) 男女共同参画社会の形成のための支援

男女共同参画社会の形成のための支援として重要なことを3つ挙げている。一つ目は、各都道府県において策定した農山漁村における女性の参画目標に基づき、市町村などの各地域レベルでも参画目標の策定を行い、その目標に向けて積極的に取り組んでいくことである。二つ目は、地域全体の女性の参画を促進するために、各種行事や研修、情報提供等を通じて男女共同参画に関する意識の醸成を図ることである。三つ目は、国の審議会等への女性の登用を促進し、国際的な目標の30%を達成することである。

(2) 女性の能力開発と経営参画

経営の参画促進として、経営に参画する機会を確保するための環境整備、起業活動への支援、女性にとって働きやすい労働環境の整備の施策を充実させることを重要としている。

グリーン・ツーリズムなどの活動を通じて、消費者、都市住民や地域内外の女性たちの交流を促進し、ネットワークの形成を促進することが重要としている。また、農山漁村の郷土料理などの農山漁村の食文化・伝統的加工品づくり・地域文化などの維持、伝承をしている女性の活動を支援するとしている。

そして、高齢者介護に対する女性の負担軽減のため、高齢者ができるだけ健康で、かつ、経済的にも自立し、社会の一員として活躍できるような環境整備を積極的に行うとしている。

(3) 調査研究・研修・統計等における取組の充実

まず、農林水産業に従事する女性に関する調査・研究、女性の労働の軽減・快適化等の調査研究・技術開発を促進することと、農山漁村の習慣や男性優位、家中心意識の変化、男女共同参画の進展状況等の研究・調査を進めるとしている。

次に、あらゆる世代の者に対して男女共同参画社会の有する意義・重要性を認識させることが重要であるため、農業者大学校等の研修教育機関において、理解を深めるためのカリキュラムについての配慮や研修教育の実施に努めるとしている。

そして、先進的・モデル的な地域に関する情報を収集し、全国に広く提供することが重要であるとしている。

3 男女共同参画社会形成のための施策の展開に対する取組の強化

男女共同参画社会の形成を図るために、この通知では三つの以下のような取組を推進している。

①担い手育成に最も効果的な手法の一つである改良普及事業及びこれに関する事業においては、男女共同参画社会の形成の趣旨を踏まえた活動の一層の促進

②原則として国が助成措置を講じる事業において、女性の参画目標の達成に向けた取組等農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けた取組を事業採択又は事業実施に当たったの留意事項、若しくは採択基準とすることを別紙に示す具体的な取組

③この他、男女共同参画の推進に向けた法律等制度の整備・充実

4 今後の施策の一層の推進に向けて

農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けての取組が施策においてどのように位置付けられ、これが実効あるものとなっているか否かについて、モニタリングを行い、施策の効果を分析、検証、評価し、その効果を具体的に反映させていくことが重要だとしている。

3. 1999年 食料・農業・農村基本法の分析

(女性の参画の促進)

第26条

国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参加する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。

4. 2005年 新食料・農業・農村基本計画の分析

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき政策

2 農業の持続的な発展に関する施策

(2) 人材の育成・確保等

イ 女性の参画の促進

農業就業人口に過半を占め、農業生産や農村社会で重要な役割を果たしている女性の農業経営者としての位置付けを明確化するため、家族経営協定の締結の促進や女性認定農業者の拡大等を促進する。また、農協の女性役員、女性農業委員等の参画目標の設定及びその達成に向けた普及啓発等を推進する。

さらに、女性の農業経営や地域社会への一層の参画のための環境整備として、女性の起業活動を促進するための研修等の実施を推進するとともに、女性の活動や子育て期等の負担軽減を支援する情報提供等の推進、女性農業者によるネットワークづくりを促進する。

5. 男女共同基本計画（第2次）の分析

第2部 施策の基本的な方向と具体的な施策

4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画社会の確立

やる気と能力のある自律的な農林漁業経営への支援の重点化、「攻めの農政」への転換、我が国の農林水産業・農山漁村の再生にあたっては、農業就業人口の過半数を占め、農林水産業や農山漁村の社会で重要な役割を果たしている女性の参画が不可欠である。

女性が自らの人生を自主的に設計し、貢献に見合う評価を受け、対等なパートナーとして男性と共に経営やこれに関連する活動に参画な社会の形成に向けた総合的な施策の推進に努める。

〈施策の基本的方向〉

- 1 あらゆる場における意識と行動の変革
- 2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 3 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
- 4 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
- 5 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

6. 農村漁村におけるパートナーシップの確立についての全部改訂についての分析

農山漁村における男女共同参画社会の実現にむけた取組について

1 趣旨

農村における女性は、農業就業の6割を占め農業生産の重要な担い手であるとともに、農産加工への取組や地域における諸事業への参画などを通じて農山地域の活性化に大きく貢献しており、林業・水産業及び山村漁村についても同様である。このように農林水産業や農山漁村において、女性が重要な役割を果たしているのにもかかわらず、その役割の評価や意思決定への参画は十分ではない。

このような状況を改善するためには、男女を問わず、その持てる力を十分に発揮し、評価され、意思決定に参画することによって、農林水産業や農山漁村を男性と女性がともに担うことができる男女のパートナーシップを確立することが必要である。

特に、今後は、農業従事者の大幅な減少が見込まれるなかで、就業形態や性別等を問わず、農業に携わる人材の育成を幅広く育成・確保していくことが重要になっており、このような観点からも、女性の認定農業者の拡大や集落営農への参加・協力等を通じ、女性の農業経営や地域社会へのより一層の参画を促進していくこととする。

また、女性の社会・経営参画を促進するためには、参画に関する目標を設定した上で参画促進に向けた施策を総合的に講じていくことが効果的である。

これまで、男女共同参画に関する目標設定を推進してきたところであるが、女性の参画は未だ不十分な状況にある。このため、今後は、市町村等地域段階での参画目標の設定を加速化するとともに、目標の設定状況及び女性の参画状況の定期的なフォローアップを行うことにより、より実効性の高い取組の展開を図っていくこととする。

2 女性の参画の促進に向けた取組について

〈1〉女性認定農業者の拡大

認定農業者制度については、認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインについて」（平成15年6月27日付け15経営第1537号経営局長通知）をもって、その運用改善が行われ、家族経営協定の締結等を要件とし、経営に参画している女性農業者や後継者が、経営主とともに認定農業者とねることが可能となったところである。

これは、男女共同参画社会の実現に向けた各種取組の推進により、農業経営や農村地域において女性の果たす役割がこれまで以上に重要なものとなってきているとともに、このような取組の地域への浸透に合わせ、単なる補助労働者としてではなく、共同経営者として意思決定に参画する女性も増加しているという背景を踏まえて講じられたものである。

経営方針の決定や農業経営に主体的に取り組んでいる女性農業者が認定農業者となることにより、農業経営者としての位置づけが明確化され、経営者としての自覚や経営に対する意識の向上とそのことを通じた経営活動への一層の参画促進が期待される。

これまで、共同申請も含め、女性認定農業者の拡大に向けた取組を推進してきたところであるが、認定農業者に占める女性の割合は依然として低い状況にあり、今後、認定農業者等の担い手に農業経営に関する各種施策が集中化・重点化されていく中で、女性農業者についても認定農業者の拡大に向けた取組を強化する必要がある。

このため、関係機関の連携・協力の下、女性農業者をはじめ関係者に対して共同申請に係る運用改善の周知を含め、認定農業者拡大に向けた普及啓発活動を行うとともに、女性が主体的に経営改善に取り組めるよう、意識向上や能力開発を目的とする研修、セミナーへの女性農業者の積極的な参加を促進することが重要である。

〈2〉集落営農の育成に向けた女性への働きかけの推進

〈3〉家族経営協定の推進

〈4〉地域段階における女性の社会・経営参画目標の推進

農山漁村の男女共同参画社会の実現に向けて出された基本法や通達（通知）の内容を見てきた。時を経て、具体的な施策や支援の内容は細かく変わってきているが、大きく見ると「中長期ビジョン」の公表時に明らかになった農山漁村の女性が抱えてきた問題を解決することが目指されている。まずは、女性農業者の農業労働や地域活動を適正に評価することである。次に、経営や意思決定機関への女性の参画を促進することである。そして、労働と生活において働きやすく、暮らしやすい環境整備を整えることが内容に含まれている。男女共同参画社会の支援や活動が都道府県レベルの目標になり、市町村レベルの小さな規模になり、少しずつ農山漁村の女性の環境は改善されている。しかし、20年前に出された「中長期ビジョン」の中にある女性の問題はまだまだ残っているといえる。女性だけが改善に動いているだけでは解決の道には進まず、今後は男性、農山漁村だけでは

なく都市部の女性も巻き込んでいく方向へと動いてきている。

第2章 青森県における政策・事業

1 青森県の農林水産業の特徴

青森県の農林水産業は、りんご、ながいも、にんにく、ヒラメなどが、全国1位の生産量、漁獲量であるものを始め、多様で豊富な農林水産物を生産し、青森県の経済や地域社会を支える基幹産業である。青森県では「攻めの農林水産業」を推進している。攻めの農林水産業とは、未来につながる「水」と「土」と「人」の3つの基盤を進めながら、6つの施策を柱として、生産から流通・販売までを結び付け、収益アップを図ることを基本に、消費者起点に立った安全で安心で優れた農林水産物やその加工物を生産し、強力で売り込んでいくという販売を重視した振興策である。6つの施策とは、青森力の結集による販売活動の強化、安全・安心で優れた青森産品づくり、山・川・海をつなぐ「水循環システム」の再生・保全、農山漁村を支える多様な経営体の育成、魅力あふれる食文化・農山漁村文化の発信、農商工連携による産業界づくりとなっている。この4つ目の、農山漁村を支える多様な経営体の育成という施策の中に、「農山漁村女性の持つ能力のフル活用」という内容がある。女性企業を核とした農林水産業の6次産業化と農山漁村の男女共同参画の推進を掲げている。

2 新あおもり男女共同参画プラン21

青森県は、平成12年1月に、男女共同参画に係る基本計画として「あおもり男女参画プラン21」を策定した。しかし、計画期間が平成18年までとなっていたことと、今後の社会状況の変化に対応するために、平成19年3月5日に「新あおもり男女共同参画プラン21」を策定した。

「新あおもり男女共同参画プラン21」では、男女共同参画社会の実現を目指して、5つの基本目標と14の重点目標を掲げ、平成23年度までの男女共同参画の課題と施策の方向を明らかにしている。

3 新あおもり男女共同参画プラン21の体系図



基本目標II「職場・家庭・地域における男女共同参画の実現」の重点目標4に「農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の推進」が入っている。この重点目標は6つの施策の方向へと分かれ、それぞれに具体的な施策が挙げられている。

農林水産政策課で事業を行っているのは、(1) 女性の労働に対する適正評価とあらゆる場における意識と行動の変革、(2) 意思決定の過程への参画促進と(3) 家族経営協定の締結促進の3つの施策である。(4) の女性の経済的地位と能力の向上に係る事業は商工政策課で若手後継者育成事業を行っている。

重点目標	施策の方向	具体的施策
重点目標 4 農林水産業及び自営 の商工業における男 女共同参画の推進	(1)女性の労働に対する適正 評価とあらゆる場における意 識と行動の変革	①固定的役割分担の是正 ②社会的機運の醸成・高揚 ③女性の労働に対する適正評価の促進
	(2)意思決定の過程への参画 促進	④方針決定過程への女性の参画の促進
	(3)家族経営協定の締結促進	⑤家族経営協定の締結促進
	(4)女性の経済的地位と能力 の向上	⑥技術・経営管理能力の向上及び労働 条件の整備
	(5)男性の家事・育児・介護 等への参画促進	⑦男性の家事・育児・介護等への参画 促進
	(6)地域間交流等における男 女共同参画の促進	⑧地域間交流の促進

4 青森県の事業内容の概要

I 農山漁村女性リーダー育成事業（県単：平成21年度～平成23年度）

(1) 目的

農村の男女共同参画の推進をめざして、女性の社会・経営参画を促進するとともに、女性リーダー（VIC・ウーマン）を育成する。

(2) 平成22年度計画

ア 女性リーダーの育成（VIC・ウーマン）

（ア）男女共同参画地区検討会の開催

（イ）新規VIC・ウーマン認定候補者の掘り起こし

イ VIC・ウーマンいきいき地域実践セミナーの開催

ウ 家族経営協定地区セミナーの開催

(3) 平成21年度実績

●女性リーダーの育成（V i C・ウーマン）

・男女共同参画目標を設定している市町村は、40市町村中15（37.5）であるが、行政主導だけでは男女共同参画は進まないため、まず、家族や地域の理解が必要であることが確認された。

・V i C・ウーマンからの情報提供や関係機関との連携で、5名が認定された。

●V i C・ウーマンいきいき地域実践セミナー

・講演やワークショップを通して、V i C・ウーマンに認定されて良かったことや地域リーダーであること、目標を持って自立した生き方が必要であることを確認し合った。

●家族経営協定地区セミナー

・「経営拡大と後継者育成」を目指した家族経営協定の事例を通し、日本農業を見据えての後継者育成には、家族経営協定が必要であることが強調された。

・家族経営協定は、形にこだわらず農家の経営改善に必要であることが改めて理解された。

II. 農商工連携による農林漁業若手女性支援事業（県単：平成21年度～平成22年度）

（1）趣旨

農業・農村の将来を担う若手女性起業家の早期育成を図り、継続的な起業家推進と所得確保を進め、本県の農林水産業や農山漁村の持続的な発展を期すため、中南地域内に在住する農林漁業に携わる若手女性に対して、農商工連携による育成体制の整備、起業をめざす若手女性の発掘、早期起業化に向けたコンサルティング及び農商工連携によるインターンシップの実施等の起業支援を行うものとする。

（2）平成22年度計画

ア 農林漁業若手女性育成に向けた啓発事業

（ア）若手女性育成会議の開催

（イ）若手女性のリスト作成

（ウ）若手女性相談窓口の設置と相談会の開催

（エ）起業実践グループ等による起業案内会の実施

イ 農林漁業若手女性の活動促進サポート事業

（ア）起業化プラン策定支援

（イ）経営基礎コンサルティングの実施

（ウ）IT等を活用した情報提供や販売方法に関するセミナー開催

ウ 農商工連携による起業化へのマッチング支援事業

（ア）直売施設や農家レストラン等のチャレンジ工房の開設

（イ）起業化インターンシップの実施

（3）平成21年度実績

●農林漁業若手女性育成に向けた啓発事業

1 若手女性育成会議において、関係機関・女性起業者に若手育成の必要性について認識

してもらい、リストの作成支援を得ることができた。（若手女性のリスト16名）

- 2 若手女性相談窓口を設置し、若手女性に対し個別相談による起業活動支援を行った。
(22回)
- 3 起業案内会を2回開催し、4人の女性起業家の事例等を紹介したことで、若手女性各自が起業化の方向性について確認できた。

●農林漁業若手女性の活動サポート事業

- 1 若手女性に対し、起業化プランの策定支援を行った。(11プラン)
- 2 起業に関するセミナーを開催し、経営や販売に対する基礎知識や業優良事例紹介の研修を行った。

●農商工連携による起業化へのマッチング支援事業

- 1 さくら野百貨店での販売体験や「道の駅ひろさき」「ひばの国迎賓館」でのインターンシップ体験を行なった結果、起業活動（直売・支援事業加工活動）を開始した人が5人誕生した。

Ⅲ. 女性起業を核としたミニクラスター創出事業（県単：平成20年度～平成21年度）

(1) 目的

農山漁村女性による起業活動をより一層助長することにより、更なる収益の増加はもとより、地域での働く場の提供の拡大など、地域活性化への貢献度が高くなることが期待される。

このため、元気のある農山漁村女性起業家の企業化を進め、経営力及び信用力向上を支援するとともに、関連産業とのつながりを強化し、地域活力の増進を図るものである。

(2) 平成21年度実績

ア 中南管内から3個人、1組織が、ビジネスプランに基づき事業を実施した結果、消費者の目に止まるラベルデザインやPRパンフレットの作成、ラベル作成機や加工機器の整備、事業PRの案内板等の設置について、活動支援及び情報提供をした結果、加工品の増産や販路拡大等により販売額が向上した。

イ 事業実施者の概要

芽女倶楽部（弘前市）

名称：「芽女倶楽部の畑からの贈りもの事業」

内容：消費者の目に止まる商品づくりのためにラベルとパッケージを工夫するとともに、一括表示の省力化のため機械等を整備。

佐藤芳子（弘前市）

名称：「「りんご工房」の快適空間づくりとりんご染め等のPR事業」

内容：トイレや案内看板の設置により、「りんご工房」の快適空間の整備と、りんご染め

等の事業のPR。

佐藤睦子（黒石市）

名称：「黒石りんごで作るうま〜いアップルパイの増産・販売事業」

内容：アップルパイの購入を希望する顧客に十分に販売できるようにガスオーブンを導入し、加工増産を図り、さらに、新たな販路拡大に向けて特徴ある商品ラベルや、PRパンフレットを作成。

高橋友子（黒石市）

名称：農家民宿「りんご園たかはし」の食の魅力づくり事業」

内容：りんご園での魅力ある体験を提供するため、果汁絞り機やダッチオーブンを導入し顧客確保につとめ、委託加工するりんごジュースはオリジナルの商品ラベルを工夫。

IV. ウーマンプレジデント育成事業（県単：平成22年度～平成23年度）

（1）趣旨（目的）

農山漁村女性が主体となって取り組む起業活動を相互に連動させながら、経営力の強化へ向けた取組を点から線・面へと拡大させることにより、さらなる収益の増加はもとより、農山漁村女性起業を核とした6次産業化の促進や新たな「食」産業の創出、働く場の拡大など地域活性化への貢献度を高め、女性企業の早期育成を図る。

（2）平成22年度計画

ア 女性起業高度化支援事業

1 女性起業連携創出ワークショップの実践

- ・女性起業間連携による6次産業拡大、法人化へ向けた課題整理及び意識啓発の実施・法人化志向女性起業者の掘り起こし

2 女性起業法人化相談会

- ・女性起業を対象とした、起業間連携による6次産業化拡大及び化相談会法人化へ向けたシュミレーション
- ・専門アドバイザーによる個別相談会

イ 女性企業モデル育成事業

女性起業との交流・マッチング、更なる販路拡大等により6次産業拡大を目指す農山漁村女性起業・起業の取組について、これに要する経費及び加工機器等のミニハード導入費用等に対する一部補助を実施

第三章 青森県の農業分野における男女共同参画推進事業の効果検証

I ViC・ウーマンの概要

ViC・ウーマン認定事業の趣旨は次のようになっている。

農山漁村女性は、生産活動のみならず、女性組織を通じた地域でのむらづくり活動の推進など本県農山漁村の重要な担い手となっている。今後さらに農山漁村女性が魅力ある農山漁村づくりを進めていくためには、なお一層女性の能力を高めるとともに、農山漁村における女性の社会的評価の向上を図っていくことが重要である。

このため、特色ある地域農林水産業の推進や住みよい社会づくりに取り組み、優れた地域活動の実績を持つ農山漁村女性リーダーを「ViC・ウーマン」として認定し、地域農林水産業の振興や農山漁村の活性化の推進役を担ってもらおう。

ViC・ウーマンの定義は次のように置かれている。

「ViC・ウーマン」とは、Village Conductor of Womanの略称で、「地域のよりよい『農林水産業とくらし』を指揮する女性リーダー」を意味する。

ViC・ウーマンの認定等について

認定要件は次のようになっている

ViC・ウーマンは次のアの要件を満たし、かつ、次のイからエまでのいずれかの要件を満たす農山漁村女性とする。

ア 認定年度の4月1日現在おおむね35歳以上60歳未満の者

イ 農山漁村女性組織の組織活動において指導的役割を担っている者

ウ 合理的な経営を実践するなど地域農林水産業の振興や農山漁村生活の向上に意欲的な者

エ 円満な人格と優れた生産・生活技術を有し、農山漁村の若い担い手女性の育成に熱心な者

認定手続きは次のようである。

市町村長は、管内に在住する農山漁村女性の中に、「V i C・ウーマン」として（１）の認定要件を満たすと認められる者がある場合、関係する地域県民局地域農林水産部長と協議の上、知事に推薦するものとする。

年度別V i C・ウーマン数

年度（平成）	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	計
新規認定者	72	68	70	0	100	38	13	7	9	22	19	10	21	29	23	23	524
任期满了者	0	0	0	0	2	1	2	2	8	8	8	9	22	13	14	15	104
認定取消等	0	0	0	1	0	1	3	3	1	2	3	1	1	2	1	1	20
年度末累計認定者数	72	140	210	209	307	343	351	353	353	365	373	373	371	385	393	400	400

事業が始まった平成6年から、これまでに524人の女性がV i C・ウーマンに認定されている。V i C・ウーマンは65歳で任期满了となり、平成10年からこれまで104人が、辞退により認定取り消しとなった20人がおり、平成21年度現在400人の女性が認定されている。

農・漁村別V i C・ウーマン数（平成21年度）

農家	漁家					合計	
	東青	三八	西北	上北	下北		
377(92%)	33(8%)	4	2	7	6	14	400

漁家数には「半農半漁」を含む

V i C・ウーマンの92%は農家女性であり、377名が認定されている。残り8%が漁家女性であり、漁家の中には半農半漁という女性もいる。漁家で認定者が一番多いのは下北地域の14名である。

地域県民局別V i C・ウーマン数（平成21年度）

東西	中南	三八	西北	上北	下北	合計
46(12%)	77(19%)	65(16%)	103(26%)	78(20%)	31(8%)	400

*割合は四捨五入

地域県民局別で認定者数を見ると、一番認定者数が多いのは西北地域の103名、次いで上北地域の78名、中南地域の77名となっている。

年代別V i C・ウーマン数（平成21年度）

30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	合計
0	38 (8%)	232 (56%)	123 (36%)	400

V i C・ウーマン数を年代別に見ると、50代女性が一番多く232名となっている。次に60代が多く123名、40代は38名が認定されている。リーダーとして地域の女性農業者を引っ張っていく立場のため、若すぎることもなく、農業・漁業の従事年数を積んできた女性たちが認定されている。

No.	地域	名称
1	青森	V i C&Dレディ
2	弘前	V i C・ウーマンヒロサキ
3	平賀	ほっとレディス21
4	黒石	黒石地域V i C・ウーマンの会
5	八戸	とっておきV i C・ウーマンの会
6	三戸	三戸さわやかV i C・25
7	五所川原	五所川原地域V i C・ウーマンの会「ひまわりの会」
8	金木	V i C・in 奥津軽の会
9	鱒ヶ沢	鱒ヶ沢地域V i C・ウーマンの会
10	つがる市	つがる地域V i C・ウーマンの会
11	かみきた	かみきたV i C・ウーマンの会
12	むつ	B i g・A x e

上記の表は地域別に組織されたV i C・ウーマンの会である。平成22年度現在は、12の組織がある。しかし、平成23年度から6組織に統合される。弘前と平賀と黒石が、八戸と三戸が、五所川原と金木と鱒ヶ沢が統合される。それぞれの会に会長がおり、地域ごとに勉強会や直売所を作り活動している。

II アンケート調査の結果分析

1. 目的と方法

調査目的は、第一に、青森県の農業分野における男女共同参画を進める上で重要な事業の一つの女性農業者「V i C・ウーマン」認定事業の効果を検証することと、第二に、青森県の女性農業者の男女共同参画に関する意識の実態を把握することである。調査対象は、弘前、平賀、黒石の中南の3地域で活動しているV i C・ウーマンの方にアンケートを実施した。配布数50部のうち24名から回答を得られた。

2. アンケート調査結果および考察

回答者の年齢は以下の通りである。

47歳	49歳	52歳	54歳	55歳	56歳	57歳	59歳	60歳	61歳	63歳	合計
1	1	2	2	2	2	3	1	5	1	4	24

今回のアンケートの回答者の中で一番若い女性は47歳、最高齢は63歳となった。40歳代が2名、50歳代が12名、60歳代が10名で、最も多い回答数は60歳の5名であった。回答者の平均年齢は54.5歳である。

質問13 農業従事年数

8	12	20	23	25	30	32	36	37	38	40	42	45	無回答
1	1	3	1	1	6	1	1	1	2	2	1	2	1

農業従事年数は、最短で8年、最長で45年となっている。従事年数が20年以上が87.5%、30年以上が66%と、従事年数が長い女性農業者が多くV i C・ウーマンに認定されていることが分かる。

アンケートの質問3では「V i C・ウーマンに認定されて良かったと思うことはどんなことか」と質問した。これには8つの選択肢を記し、その他として自由記入欄を設けた。8つの選択肢は複数の回答を可能としている。選択肢は、「1地域の活性化に貢献できる、2学習の機会が増えた、3他の農業者との交流が増えた、4消費者との交流が増えた、5農業技術が向上した、6所得が向上した、7女性農業者・リーダーとしての自信が増加した、8女性農業者の評価が上がった」の8つを上げた。選択肢の内容は、V i C・ウーマン認定事業の趣旨に沿って挙げている。

1. 地域の活性化に貢献できる	8
2. 学習の機会が増えた	18

3. 他の農業者との交流が増えた	22
4. 消費者との交流が増えた	5
5. 農業技術が向上した	4
6. 所得が向上した	3
7. 女性農業者・リーダーとしての自信が増加した	3
8. 女性農業者の評価が上がった	4
9. その他 ・何でも話せる仲間、友達ができ、交流できる(60代) ・仲間が増えた(60代) ・県内にネットワークが出来た(60代) ・人との交流によって学べる事が増えた(50代) ・認定されたことにより、組織を作ったり、認定をきっかけに直売所を作ろうという夢を持つことができた。今、それを実現し、前進している。(60代) ・自分の自由な時間の間にさまざまなことが体験できる。その結果を元に仕事のやり方に変化が生まれ、良くできても悪くできても人と話す時の材料になる。交流の楽しさを生み出す大事な仕事プラス遊びと考えている。(60代)	

アンケートの「V i C・ウーマンに認定されて良かったと思うことはどんなことか」の質問に対して上記のような回答を得た。もっと多く得られた回答は「他の農業者との交流が増えたこと」である。V i C・ウーマンの会を組織し、地域を広げて活動ができるようになっていく。少人数で組織を作り、地域を活性化するための話し合いの場を作り、加工品の開発や販売、直売所を作るなどの活動を始めている。

次いで「学習の機会が増えた」ことが挙げられている。県や農協が開く学習会に参加するだけでなく、V i C・ウーマンの会を組織し、農産物の栽培講習会を開き、他の農業者、若い農業者に品質のよい農産物作りの技術を教える活動もしている。

三番目には「地域の活性化に貢献できる」ことが多い。祭りなどのイベントを計画し、郷土芸能や郷土料理の伝承をしている。また、小学校へ出向き、食べ物の生産や食べることの大切さを伝える「食農教育」の講師を務めているV i C・ウーマンもいる。

その他項目にも数名の回答が得られている。

自由回答の内容を見ても、V i C・ウーマンに認定されたことにより、交流の場が増え、何でも話せる仲間・友達ができ、交流できることがV i C・ウーマン認定されて良かったことに挙げられている。直売所を作ったりする活動は一人ではできなかったが、V i C・ウーマンとして認定され、組織や小グループを作ることで達成されている。認定事業は同じ目的・目標を持った女性農業者が集まり、組織を作りやすい環境を整えることに役立っていることが分かる。

アンケートの質問4では「V i C・ウーマンに認定されて、大変だと思ったことはどんなことか」と質問した。選択肢は設けず、自由記入の形にした。

<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動がなかなかできない。(50代) ・少々重荷に感じることもあり、フリーになりたいと思うことがある。(50代) ・海外研修に参加し、見聞を広げることが出来たが、その時の仲間との交流が今も続いていること(60代) ・女性リーダーとして活動するにあたり、自分の限界を感じるとともに、活動が活発化しないことが、認定されたのにも関わらず、期待に応えられないと感じる。各種会議の中で意見を求められても的確に応えられず、勉強不足を感じる。(50代) ・女性農業者としてリーダー的存在感をはっきり出来ているのか分からない。(50代) ・勉強出来るのは大変うれしいが、全ての行事の助成がなく、金銭の支出が多く負担が多い。農産物が安価のため、少々痛い。(50代) ・他のV i C・ウーマンの仲間に出会った時に、活動の範囲が広がったりしていると、家事に追われて何も出来ていない自分に焦りを感じる。(50代) ・他のグループ活動もしているため、日程が重なり参加できないことがある。(60代) ・集まる回数が多いと感じる。時々辞めたいと思うことがある。(60代) ・役員になって会議に出席しなければならず忙しい。(50代) ・精神的に重い。何もしていないのに恥ずかしい。(60代) ・自分の勉強になるから、そう言いながらも行事が多く忙しい。また、出費も気になる。(50代) ・認定されて1年目なので、他のV i C・ウーマンの方々と交流を深め勉強中だ。学習の機会が増え、自分の仕事を調整しながらの参加なので大変ですが、無理せず少しずつ勉強していきたいと思う。(50代) ・それほど大変だとは思わなかったが、V i C・ウーマンの趣旨に役だっているのかと考えることがある。(60代) ・農繁期の活動、講習等は重荷だった。(50代) ・人前で話すこと。 	
特になし	8
<ul style="list-style-type: none"> ・活動が少ないので大変だと思ったことはない。 	

「忙しいためにV i C・ウーマンの活動になかなか参加できない」という回答があった。V i C・ウーマンの活動のほかに、農協女性部の活動など複数の女性組織に参加している女性農業者もおり、日程の調整が大変だという回答が得られた。また、集会や学習会を開く時期が農繁期の時などは参加が困難になっている。また、学習会や集会の回数が多く感じたり、役員になることで参加の回数が増えることが大変だと感じていることが分かる。

V i C・ウーマンに認定されていることが重荷に感じたり、自分の活動と他の認定者の

活動を比べて焦りを感じる女性もいる。女性リーダーとしての期待感に重荷を感じたり、勉強不足を感じるという精神的な負担を大変だと感じる認定者がいた。

さまざまな活動を行っているが、県からの助成金がないため、金銭的な負担が大きいという回答も多くあった。

「特にない」と回答した女性は8名いた。しかし、自分の農作業が忙しいため、なかなか組織の活動に参加できないという意見とは反対に、「活動が少ないため大変だとは思わない」という回答もあった。これは、参加している組織の活動が活発である地域と、活動をあまり行っていない地域と差があることが分かる。

(5) あなたは現在、青森県の社会・農業分野で男女が平等だと思いますか。

無回答	2
はい	5
いいえ	17

青森県の社会・農業分野で「男女が平等だと思う」に回答したのが5名、「平等だとは思わない」と回答したのが17名となった。平等ではないと回答した方が多い結果となった。男女が平等ではないと回答した女性に、以下のような10の項目で、どのような項目で平等ではないと感じるのかを聞いた。

「いいえ」と答えた方にお尋ねします。それはどのようなことがらに強く表れていると思いますか。*複数回答可

A. 家庭内の役割・習慣	8
B. 農作業における役割・習慣	2
C. 農業経営における役割・慣習	5
D. 地域の農業のあり方に関する意思決定機関への参画状況	8
E. 地域振興のあり方に関する意思決定機関への参画状況	3
F. 後継者育成の方針に関する意思決定の機会（家庭・地域）への参画状況	6
G. 農業以外の産業の職場における役割・習慣・処遇	5
H. 国や自治体の各種審議会委員への登用	4
I. 国会議員の比率	5
J. 地方議会議員の比率	5

最も多かった回答は「家庭内の役割・慣習」と「地域の農業の在り方に関する意思決定への参画状況」となった。次いで「後継者育成の方針に関する意思決定の機会（家庭・地域）への参画状況」となった。「家庭内の役割・慣習」に関しては、男性と同じ時間農作業を

していても、家事や育児の多くが女性の役割となっているということが伺える。農業の在り方や後継者の育成の方針の女性の意思が反映されていないことがいえる。その他項目にも5名ほどの回答が得られており、農業分野やその他社会状況において、女性農業者の男女の平等感は低いといえる。

質問6では「今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるためにもっとも必要と思われるものは何か」と質問した。3つの選択肢を設け複数回答を可能にしている。その他として自由記入欄を設けた。選択肢の内容は「1 法制面の見直しを行い、女性差別につながるものを改めること」とし、国や県による法整備が必要かを聞いた。「2 経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、女性自身の力の向上をはかること」とし、女性自身の変化が必要かを聞いた。「3 女性をとりまくさまざまな差別的偏見，社会通念，しきたりを改めさせること」とし、女性の周りの環境の変化が必要かを聞いた。結果は以下の通りである。

1. 法制面の見直しを行い、女性差別につながるものを改めること	3
2. 経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、女性自身の力の向上を図ること	12
3. 女性をとりまくさまざまな差別的偏見，社会通念，しきたりを改めさせること	6
4. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・平等と一概には言えない。女性としての役割，男性としての役割があると思う。(60代) ・男が変わることが第一。(60代) ・嫁にきたというなんとも昔かたぎのしきたりはどうすることもできない。(50代) ・男女平等であってほしいが、女性では何ができるのかと考えたら良いと思う。(60代) ・女性が参画する機会を多くし、活動評価を与えるなど、社会から認知されている人材であることを、マスメディアを通して発表するなどすべきである。(50代) ・自分が30代のころよりはずいぶん良くなったと思う。夫と二人なので平等だと思う。(60代) ・今の私の場合は男女の区別はありません。自分のやりたいことをやって十分満足している。人を変える、世の中を変えるよりは、まず自分を変えて自分の満足のいく生き方ができることだと思っている。(60代) 	
無回答	3

最も多かった回答は「2 経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、女性自身の力

を向上を図ること」で12名の回答があった。次いで「女性をとりまくさまざまな差別的偏見・社会通念、しきたりを改めさせること」となった。VIC・ウーマンに認定されている女性農業者は、一人の農業者として経済力をつけ、学習会や講習会に参加することにより、知識や農業技術を向上するために努力をしている女性たちであり、このような回答が得られたと思う。

しかし、その他の自由記入欄では「嫁に来たという立場、昔からのしきたりはどうすることもできない」という回答も得られた。

その他の自由記入欄では、マスメディアを通して、女性の活動や評価を発表すべきであるという意見があった。

「全ての生活で男女が平等ではなく、女性としての役割、男性としての役割がある」、「女性は何ができるのかを考えていったら良い」という意見もあった。質問5で「平等だと思う」と回答した女性からは「30代のときよりも改善された」、「男女の区別はなく、自分のやりたいことができているため満足している」という意見もあった。

質問7あなたが参加している、VIC・ウーマンや地域グループや団体で行っている活動や学習内容はどんなことですか。*複数回答可

1 地域振興に関する学習・活動	13
2 女性の起業や運営、販売に関する学習・活動	16
3 女性農業者としての知識・技術を身に付けるための学習・活動	15
4 男女の平等と共同参画を目指す学習・活動	6
5 生活改善の学習・活動	9
6 高齢者問題に関する学習・活動	2
その他 ・食に対する学習	
無回答	1

「参加している活動や学習内容はどんなことか」という問いに対して、16名が「女性の起業や運営、販売に関する学習・活動」、15名が「女性農業者としての知識・技術を身に付けるための学習・活動」、13名が「地域振興に関する学習・活動」と回答し、上位3位となった。VIC・ウーマンやその他の女性組織での学習・活動内容の中心が農業知識・技術の向上についてと、運営や販売であることがわかる。4位には「生活改善の学習・活動」と回答されており、冠婚葬祭の合理化運動し、農休日を設定しているグループがある。

農業と生活の向上のための学習や活動に比べると、「男女の平等と共同参画を目指す学習・活動」は少ないことが分かる。

その他の自由記述欄には、「食の学習・活動」が挙げられていた。郷土料理や特産品を使

った加工品を開発するために学習会や講習会が行われていた。「食農教育」として小学校での講演活動もしている。

質問8 男性農業者に望むことはありますか。

<ul style="list-style-type: none"> ・重い物を扱うことが多いのでご苦労だと思う。(60代) ・最近はそんなに男性、女性と区別されているとは思わない。(50代) ・男性ももっと女性に協力してほしい。私が野菜を担当しているので、野菜を取ってくれたり、袋詰めをしてくれれば良いと思う。(50代) ・女性農業者の経済的な自立への理解を応援してほしい。(50代) ・休む時はしっかり休んでほしい。(50代) ・もっと希望を持って前進してほしい。(60代) ・女性の作業力を認め、共働きである自覚を持ってほしい。(50代) ・あまりに多すぎて書ききれない。(60代) ・若い農業者が少ないので、若い人に勉強する場をたくさん作ってほしい。(50代) ・農家の男性は比較的頑固、ワンマンが多いようだ。女性農業者をパートナーとして見てほしい。(60代) ・役割分担をして、やれること、やれないことを話し合いながら仕事の幅を広げていきたい。(50代) ・経営面においてもっと農業者としての自覚を持ってほしい。(60代) ・農の経営における技術アップをしてほしい。(60代) 	
特になし	7

「男性農業者に望むことはあるか」という問いに対して、「特になし」と8名が回答した。自由記入として書いてもらった結果、さまざまな意見があった。前述の質問において男女は平等だと思うという回答者からは「最近男女は区別されているとは思わない」という意見が出た。平等ではないという回答者からは「女性農業者の経済的な自立、作業力を認めてほしい」、「共働きである、経営のパートナーであることを認めてほしい」という意見が多かった。また、「農作業や家事などの役割分担について話し合いたい、手伝って欲しい」という意見も多かった。

V i C・ウーマンの会では農休日を設定し、地元の温泉施設を利用して講演や意見交換をしながら心身をリフレッシュする日を設けているが、男性農業者はこのような集まりがあまりないため、女性農業者から「休む時はしっかり休んで欲しい」という意見がでていた。

その他に、経営の技術の向上や、後継者育成のための学習会の設定や、希望を持ってほ

しいという意見が出ている。

質問9. 今後、V i C・ウーマンとしてどのような活動をしていきたいですか。

- ・このままでいい。(50代)
- ・グリーンツーリズムに参加しているので、畑の体験をもっと充実させて、地域の活性化にも貢献していきたい。(50代)
- ・V i C・ウーマンとしての自覚がなく考えていない。ただ、農地での野菜づくりを通して、子育て支援を高齢者と共にやっていけたら良いと思う。(60代)
- ・消費者との交流を通じて、農業への理解を広めていきたい。(40代)
- ・自分の生活も忙しいので、できる範囲でいろいろな人と交流していきたい。(50代)
- ・60歳なのでこれでやめても良いと思います。直売所は一生の仕事として取組みたいと思う。(60代)
- ・楽しい農業を広めていきたい。(50代)
- ・若手女性農業者の育成に力を注ぎたい。(60代)
- ・後継者の育成。(50代)
- ・自分の持っている技術を若い方に少しでも教えられれば良いと思う。(60代)
- ・部落の若い女性達にもっと農業だけでなく自分の作ったりんご、野菜でも直売所をつくり、元気に仲間を増やしてやりたいと思います。(60代)
- ・色々な種類の農業者との交流を深めていきたい。(50代)
- ・V i C・ウーマンとしては残り2年となりましたが、1人の農業者として1日1日を楽しんで、自分のやりたいことをやって、一生現役で農業という仕事を楽しんで生きていきたいです。決して辛い仕事ではありません。現場は毎日感動の日々だ。(60代)
- ・農家女性が活躍する場や機会の創出への貢献。(50代)
- ・農産物や加工品の販売戦略を立て、「ファン」を増やすことで収入アップにつなげる活動。(50代)
- ・都市農村交流事業の推進。(50代)
- ・地域の女性農業者と一緒に活動・学習していきたいと思う。(50代)
- ・地域の元気が出る活動(例えばお祭りなど)。(60代)
- ・地域に密着した活動をしていきたい。(60代)
- ・女性組織団体との連携を図っていきたい。(60代)
- ・自治体と共に活動していきたい。(60代)

「今後V i C・ウーマンとしてどのような活動をしていきたいか」という問いに対して多くの回答が得られた。地域の活性化として畑の体験や消費者との交流の場を増やしていきたいという意見が多かった。直売所を運営しているV i C・ウーマンの女性は、今後も

直売所を続けていきたい，65歳のV i C・ウーマンを退任した後も続けていきたいという意見があった。後継者の育成として，自分の身につけてきた知識や技術を若い女性農業者に伝えていきたい，農業の良さを伝えていきたいという意見もあった。

他の女性組織や自治体と協力していきたいという要望も出ている。

質問10 あなたはご結婚される前，お勤めしていましたか。

会社・その他に勤めていた	18
農業をしていた	3
その他自営業をしていた	0
その他 アルバイトをしながら家の農家を手伝っていた	
していない	1
無回答	1

質問11 あなたは農業をすることをどのようにして決めましたか。

自分で決めた	19
夫や親に言われて決めた	3
その他 ・結局結婚した相手が農家の長男だったから	
無回答	1

質問12 あなたは農業をすることをいつの時点で決めましたか。

結婚する前から決めていた ・後継者として意識していた	8
結婚した後決めた	13
その他 ・姑達が亡くなってから ・子育てが一区切りした頃	
無回答	1

質問11では結婚する前の農業従事状況を聞いた。18名が農業をしておらず，会社やその他へ勤務していた。農業をしていたひとは4名であった。質問12では農業をすることをどのように決めたか聞いた。自分で決めたと答えた女性は19名，夫や親に言われて

決めたのが3名いた。その他の自由記入欄に、農家の長男と結婚したことが農業に従事するきっかけとなったことが書かれていた。「自分で決めた」と回答した女性の中にも、同じように農家に嫁いだことがきっかけになっていることが、次の質問13の回答からも予想できる。農業に従事することをいつ決めたかの問いに対して、8名が結婚する前にきめていたと回答した。13名の女性が結婚してから決めており、結婚して、結婚前の勤務をやめ、農業に従事する女性がいたということが分かる。しかし、結婚してからも農業以外の仕事を続けることは可能であったろうが、農業に従事することを「自分で決めた」女性が多くいたということが分かる。

質問14 農業労働報酬（農業所得）はあなたの家では誰の名義になっていますか。

家（世帯・家族）全体のものであり、世帯名義である。	15
労働した人に配分し、それぞれの名義である。	2
全体としては世帯主名義で、一部は妻名義である。	4
その他 <ul style="list-style-type: none"> ・私の名義 ・経営者の長男 ・兼業農家で経営移譲しているため、農業所得は夫名義、専従者を夫の母にしているの その分は母の名義に報酬として入る。私と夫の父は夫の扶養になっている。管理は私が している。 	

質問15 あなたは農業所得から定期的に決めた自分の取り分（月給・こづかい）がありますか。

ある	15
1 月給制である	3
2 年収である	4
3 季節ごとに受け取っている	1
4 必要に応じてもらう、小遣い制である	5
5 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・直売所の売上げと冬期間のアルバイトは全部自分のものになる。 ・農産物のうち加工用のものの代金は自分のものになる。 ・長男がサラリーマンなので、一応私が管理している。 	

ない	7
----	---

農業所得の配分を決めていない理由は何ですか。

1 報酬の配分を決める農業労働の分担・時間・収入を明確化されていないから	1
2 報酬はほとんど全部家計費になってしまうから	6
3 報酬の配分を決めるのはみずくさい、はっきりさせることではないから	1
4 その他 ・ 分配するほどない ・ 加工部内の収入が自分のもの ・ 夫の給与からもらうため	

質問 1 4・1 5 では農業所得について聞いた。質問 1 4 では農業所得が誰の名義になっているか聞いた。約 6 割の 1 5 名が世帯名義になっていた。労働した人それぞれの名義にしている農家が一番少なかった。V i C・ウーマンの女性の名義になっているという回答は 1 名から得られ、一部が妻名義になっているという回答は 4 名である。

質問 1 5 では農業所得の配分について聞いた。農業所得から決められた配分が「ある」と回答したのは約 6 割の 1 5 名、「ない」と回答したのは約 3 割の 7 名であった。「ある」と回答した中では、必要に応じてもらうという回答が多くかった。自分自身の直売所や加工品による収入が自分のものになり、自由に使えるお金が、自らの労働によるものだと明確になっている女性は少ない結果となった。「ない」と回答中で、配分を決めていない理由を尋ねると、報酬のほとんどが家計費になるからという回答が多かった。

参画できていても労働報酬として評価されていない女性農業者が少なくないことが分かる。

質問 1 6 あなたの名義になっている農地がありますか。

ある	4
ない	20

質問 1 7 あなたの名義の預金がありますか。

ある	22
ない	2

質問 1 6 では名義になっている農地の有無について聞いた。「ある」と回答したのはわず

か4名で全体の2割にも満たなかった。質問17では自分の名義になっている預金があるかと尋ねたところ、9割以上が「ある」と答えた。

質問18 女性農業者の能力向上や経営参画促進に向けて行政や関係機関等への要望はありますか。*複数回答可

1 各種情報の提供	14
2 農業経営・技術に関する指導	16
3 親世代の意識改革	4
4 家事・育児・介護ヘルパーの設置	5
5 資金融資に関する指導	5
6 家計運営・設計に関する指導	8
7 男女共同参画に対する意識啓発	7
8 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・アンテナをはってれば情報はある。それをキャッチする努力を若い人がもっとする必要がある。(60代) ・家庭の内情を漏らすなど、知り得た情報を他人に話さないでほしい。(50代) ・家族への説得・啓蒙。(50代) ・家庭訪問が少なくなっているので、夜の相談の機会を作ってほしい。(50代) ・男性の意識改革。(60代) ・親世代の意識は変わらないと思う。それを変えようとする自分にも負担になりますし、親の方もそう簡単にはいかないと思いますが、自分のやりたいことを少しずつやっていった方が良いかと思います。やっておもしろいものを探したら世の中が明るくなりますよ。(60代) ・女性農業者として自信を持ち、地域の活性に貢献したいと思いますが、周りに若い女性農業者が少なく、地域の輪が希薄になっているような気がします。頑張りたいとおもいますが……。 (60代) 	
無回答	1

女性農業者が行政や関係機関に要望することで多い回答は、農業の経営や技術の指導、各種情報提供、家計の運営や設計に関する指導の順に多くなった。男女共同参画に対する意識啓発は第4位となった。また、自由記入欄の中には、情報の漏洩を防ぐこと、家族や男性の意識改革といった回答内容もあった。これらの女性農業者の要望を行政や関係機関が受け止め、支援策をつくっていくことが重要である。

敗戦後、日本の民主化が進んでいく中で、男女平等の思想が育ち、それに基づく家制度の廃止、民法改正などが行われ、女性の地位向上の基盤をなしていった。しかし、農山漁村

の女性の状況がなかなか変わらなかったのは事実である。農山漁村の女性が抱える問題が明らかになり始めたのは80年代後半からで、公的に表されたのは「中長期ビジョン」であった。その要因は、農山漁村の社会変化と家庭内の変化、女性農業者が変化したことであろう。農協婦人部や生活改善グループなどでの組織運営や活動を通して、さまざまな知識・技術・経験をつけて女性農業者たちは長い間、農山漁村の男女共同参画社会の実現に向けて水面下で動いていたのである。

90年代に入り、農山漁村の男女共同参画社会を実現するために出された基本法や通達（通知）の内容をから、①女性の農業労働や地域社会での活動を適正に評価すること、②女性の働きやすい環境を整備すること、③女性が経営や方針過程に参画することが重要である。これらの国の目標や具体的な支援策の提案にそって都道府県で独自の目標を立てている。本論文では、全国でも行われている認定女性農業士事業が農山漁村の男女共同参画社会を実現するために有効であると考え調査することにした。

以下、青森県の認定女性農業士事業の課題をアンケート結果から、三つの重要内容と照らし合わせて明らかにしていく。

女性農業者に対する適正な評価という点では、VIC・ウーマンに認定されることは、これまでの農業実績や地域活動が評価され、市町村により推薦されることから、公的な場での評価を得ている。しかし、「認定されてよかったことは何か」の質問の回答では「評価が上がった」と感じる回答者は少なかったことから見ても女性農業者の適正な評価はまだなされていないといえる。また、農業所得の分配や土地などの資産に関して見ても報酬の面で評価が得られていないこと、家族や夫からの評価が低いことも問題点として挙げられる。

女性農業者が働きやすい環境の整備としては、認定女性農業者は組織や小グループを作りやすくなったという点で、女性だけの範囲ではあるが一人ではできなかった起業や加工業へと働く場を広げていけることを見ると環境の整備は進んでいるといえる。しかし、個人の労働を考えると、休日が少ない、重労働がある、家事労働がある、地域社会やVIC・ウーマンの活動もあるなど多忙になりすぎることは改善されていない。アンケートの中にも、育児をして欲しい、農業の細かい作業も男性農業者に手伝って欲しいという回答が得られている。農山漁村では女性の働く環境を改善していく必要がある。

そして、女性が経営や方針決定に参画していくことはアンケート結果から見ても青森県ではまだ達成されていないことが分かり、今後の大きな課題である。

VIC・ウーマンに認定されることにより、女性同士のネットワークを広げ、起業したり新しい商品を開発したり、イベントを作ったりしている。認定事業は、農山漁村の男女共同参画を推進するというを第一の目標にはしていない。農林水産業を活発にしていこうという目標は達成できている。VIC・ウーマンの女性たちの活動は農山漁村に男女共同参画を実現する力は持っている。青森県の農山漁村の問題点は家庭内で、性別役割分業の考え方が強く残っているところである。青森県の女性農業者の中でリーダーであり、地

域では男女平等で働いているV i C・ウーマンの家庭でもあることなので、認定されていない女性農業者の家庭でも残っていると思う。女性農業者のリーダーが地域の女性も巻き込んで活動し、男女共同参画を促進していくことが重要である。

しかし、青森県の認定事業は認定したあとの活動は女性農業者に任せ、資金援助が無いため、V i C・ウーマン自身の負担となっている。活動を活発にするために、行政は必要な支援をもう少ししていくべきである。また、認定されたことにより負担が増加してしまったり、重荷に感じてしまう女性がいる、活動を活発にしていないということもあるので、V i C・ウーマンの女性同士が支え合い、刺激し合いながら活動していくべきである。

おわりに

「女性の社会進出が進み、働く女性が増加した」という文章を目にした時、「働く女性」に対してどのようなイメージを持つだろうか。会社で働く女性、看護師、公務員、販売員など都市部で働く女性の姿を想像する人が多いのではないだろうか。しかし、私自身が生まれ育った田舎では、農家の「おばあちゃん」、「お嫁さん」が最も身近な働く女性の姿であった。実際、私の母も農家の「お嫁さん」であった。

農林水産業が盛んな青森県においても女性農業者の働く姿は輝いて見える、今、最も元気な活動をしているのは女性農業者ではないのか、という私的な興味から本論文で女性農業者について取り上げることにした。

本論文では、農村の男女共同参画を促進する事業について研究した。青森県でもさまざまな事業が行われていた。その中で、認定女性農業者の活動や、意識について調査してみた。新しい加工品を開発し、直売所を立ち上げ、女性企業家として活躍している女性の姿を見ると、農村の男女共同参画もずいぶん進んでいるように見える。しかし、家の中ではまだ、経営に参加できていない、家事労働の負担が残っているなどの問題点が見えてきた。認定女性農業者事業を含め各事業は、女性農業者の働きやすい環境を整えてきている。女性たちが果たしてきた役割を経済的に明らかにし、女性の農作業労働の評価を上げてきた。女性農業者たちは働き方を変え、働く環境を変えてきた。この変化は政策や事業が、そして女性自身の努力が実らせた結果である。そして、後一步、家庭内での男女共同参画の実現に向けて進んでいく時期であるといえる。今、力を付け、動き出している女性農業者だからこそ達成できることだと私は考えている。

謝辞

この修士論文は、学生生活6年分の学びの価値を込めたいと思い書き続けました。書きたい事をうまく表現できない、私自身の力不足、勉強不足は反省するばかりです。何とか書き上げることはできました。本当に多くの方の協力があったからこそ、諦めずに仕上げるこ

とができました。アンケートにご協力していただきました津軽地域VIC・ウーマンの方々、ご丁寧なご回答ありがとうございました。また、県庁、中南地域農業普及振興室の玉川さん、奈良さんには何度もお世話になりました。

また、教育科学の村山先生、大坪先生、平田先生、福島先生からは多くの助言をいただきました。大学院の2年間を共に過ごすことができた渡辺さん、工藤さん、成田さんにはたくさん相談に乗っていただき、見守っていただき、本当にありがとうございました。

そして、何よりいろいろな葛藤があり、完成を諦めかけていた私をずっと励まし続け、支えていただいた佐藤三三先生には感謝してもしきれません。本当にありがとうございました。

【参考文献】

- ・秋津元輝 他 『農村ジェンダー～女性と地域の新しいまなざし～』昭和堂，2007
- ・靄理恵子『女性農業者の社会学』コモンズ，2007
- ・農政ジャーナリストの会編『日本農業の動き No.157 女性が変わる農業・農村』農林統計協会，2007
- ・東北産業活性化センター『「農」を舞台にした東北の活力と創造と～都市・農村の協働と共生循環システムの構築～』日本地域社旗研究所，2005
- ・岩崎由美子『女性の参画と農業・農村の活性化～女性農業者の声を地域につなぐ（全国・農業図書ブックレットNo.4）』全国農業会議所，2005，
- ・由井義道 他 『働く女性の都市空間』古今書院，2004
- ・富士谷あつ子『日本農業の女性学～男女共同参画社会とエコロジカル・ライフをめざして～』，ドメス出版，2001
- ・光岡浩二『日本農村の女性たち—抑圧と差別の歴史—』日本経済評論社，2001
- ・竹中恵美子編『叢書 現代の経済・社会とジェンダー 第2巻 労働とジェンダー』明石書店，2001
- ・赤岡功 他 『シリーズ〈女・あすに生きる〉⑮男女共同参画と女性労働』ミネルヴァ書房，2000
- ・農政ジャーナリストの会編『日本農業の動き No.104 変わるか，農業・農村と女性』農林統計協会，1993
- ・農村女性問題研究所『むらを動かす女性たち』家の光協会，1992